

きらきらシニア

● 介護予防できらきらシニア ●
～介護予防事業参加者募集！！～

熟年簡単クッキング教室 ～男性初級者コース～

日時 平成30年1月19日(金)、26日(金)、2月2日(金)全3回
10:00～12:30頃

場所 保健センター 3階 栄養指導室

対象 65歳以上の男性市民で、料理をしたことがある方

費用 1,500円(3回分、材料費込み)

持物 エプロン、三角巾、ふきん、筆記用具

定員 10人程度(応募多数の場合は抽選。)

申込み 地域包括支援課の窓口、またはお電話でお申
問合せ し込みください。締め切り:12月22日(金)

地域包括支援課 ☎072-947-3822(内線2905)

● 介護相談員を募集します！ ● 募集 5人

介護相談員は市の委嘱を受けた市民ボランティアです。
介護保険施設(事業所)利用者のために、熱意を持って
活動していただける方を募集します。

対象 ①この事業に理解があり、介護相談員として活
動が可能な方
②40歳以上で市内在住の方
③介護サービス事業所に従事していない方

申込み 地域包括支援課 ☎072-947-3822(直通)
問合せ *後日、申し込み用紙一式送付します。
締め切り:12月26日(火)

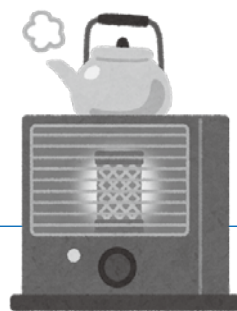
ストーブの安全な 取り扱いについて

ストーブが原因となる建物火災は、平成28年
中に全国で1,175件発生しています。

使用する時の注意事項

- ストーブの近くに紙、衣類など燃えやすいものを
置かない。
- 就寝時にストーブを使用しない。
- ストーブの近くでヘアスプレーなどの使用、放置
はしない。

使用方法は取扱説明書をよ
く読みましょう。
また、点検や整備、灯油など
の燃料の保管なども正しく
行いましょう。



柏原羽曳野藤井寺消防組合
☎ 072-958-9900

教えて消費生活Q&A

～『初期契約解除制度』と『確認措置』とは?～

○初期契約解除制度

電気通信サービスの契約は、契約書面の受領日を初日とする
8日間が経過するまで、消費者は事業者の合意なしに契約
を解除できる制度です。

- ① 携帯電話などの端末費用は消費者が負担。
- ② 事業者は契約解除までの期間のサービス利用料・工事費*・
事務手数料*を消費者に請求できる。 ※金額の上限あり

○確認措置

主要な携帯電話サービスについては、8日間以内に申し出
て、電波の状況が不十分と判明した場合や契約前の事業者
による説明などが不十分な場合に、端末も含め違約金なし
で契約解除できます。

- ① 事業者は契約解除までのサービス利用料を消費者に請
求することができます。
- ② 対象サービスは、総務大臣が認定する移動通信サービ
スです。

○消費者へのアドバイス

- 契約書面の契約内容を確認し問題があった
ときは、すぐに事業者へ申し出ましょう。
- トラブルになった場合は消費生活センター
へ相談しましょう。



-消費生活相談-

毎週(水)木(金) 10:00～12:00
13:00～15:30 (相談受付)

まずは電話でお問い合わせください。

消費生活センター ☎ 072-947-3715 (直通)

羽曳野のおいしい水 ～水道水を飲もう～

☆水道水の安全性は?→

「日本の水道水の水質基準は、
世界各国を見てもトップクラス」

水道法の規定に基づき、51項目の水質基準に適合する
ことが必要で、非常に厳しく安全確保に努めています。

☆1立方メートル(1トン)ってどのくらい?→

ご家庭のお風呂(200リットル)に使用すると約5回分
500mlのペットボトルだと2,000本分になります。

平均的な水道料金(1ヵ月で25㎡使用の場合)では
**お風呂1回あたり約30円、
500mlのペットボトル1本約0.075円**



水道水は安全で
値段的にもお得!!

※ 水質基準および水道料金については
市ウェブサイトに掲載しております。
(<http://www.habikino-waterworks.jp/>)

問合せ 水道局 ☎ 072-958-1111(代表) 内線5013